

早明浦ダム再生事業環境モニタリング委員会 規約

(名称)

第１条 本会は、「早明浦ダム再生事業環境モニタリング委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第２条 委員会は、早明浦ダム再生事業による環境への影響に対して監視し、環境保全の取り組みについて評価することを目的とする。

(設置)

第３条 委員会は、独立行政法人水資源機構吉野川上流総合管理所長（以下、「所長」という。）が設置する。

(委員会)

第４条 委員会の委員は、所長が委嘱する。

- ２ 委員会には会務を総括する委員長を置く。
- ３ 委員会は、委員の２分の１以上が出席しなければ開催することができない。
- ４ 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者の委員会への出席又は別途意見を求めることができる。

(委員長)

第５条 委員長は会務を総括し、委員を代表する。

- ２ 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(情報公開)

第６条 委員会の審議内容は公開を原則とする。ただし、重要な種の位置情報等は種の保護の観点から非公開とする。

(事務局)

第７条 委員会の事務局は、独立行政法人水資源機構吉野川上流総合管理所早明浦ダム再生事業推進室に置く。

- ２ 事務局は、委員会の運営に関して必要な事務を処理する。

(その他)

第８条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

(附則)

この規約は、令和４年１２月５日から施行する。

この規約は、令和５年８月２４日から施行する。

この規約は、令和７年９月４日から一部改正し施行する。

第 4 条第 1 項の委員

早明浦ダム再生事業環境モニタリング委員会 委員名簿

氏 名	所属	専門分野
石川 和男	松山東雲女子大学 名誉教授	動物生態学、鳥類
石川 慎吾	高知大学 名誉教授	植物生態学
一色 健司	高知県立大学 名誉教授	水質化学
河口 洋一	新潟大学佐渡自然共生科学センター 教授	河川生態学、魚類
○笹原 克夫	高知大学教育研究部自然科学系 教授	砂防学、斜面防災工学

(敬称略。五十音順)

※○は委員長

早明浦ダム再生事業環境モニタリング委員会規約の改正について（新旧対照表）

改正案	現行（令和5年8月24日施行）	備考
早明浦ダム再生事業環境モニタリング委員会 規約 （名称） 第1条 省略 （目的） 第2条 省略 （設置） 第3条 委員会は、独立行政法人水資源機構吉野川上流総合管理 理所長（以下、「所長」という。）が設置する。 （委員会） 第4条 省略 （委員長） 第5条 省略 （情報公開） 第6条 省略 （事務局） 第7条 委員会の事務局は、独立行政法人水資源機構吉野川上 流総合管理所早明浦ダム再生事業推進室に置く。 2 事務局は、委員会の運営に関して必要な事務を処理する。 （その他） 第8条 省略 （附則） この規約は、令和5年8月24日から施行する。 この規約は、令和7年9月4日から一部改正し施行する。	早明浦ダム再生事業環境モニタリング委員会 規約 （名称） 第1条 省略 （目的） 第2条 省略 （設置） 第3条 委員会は、独立行政法人水資源機構池田総合管理所長 （以下、「所長」という。）が設置する。 （委員会） 第4条 省略 （委員長） 第5条 省略 （情報公開） 第6条 省略 （事務局） 第7条 委員会の事務局は、独立行政法人水資源機構池田総合 管理所早明浦ダム再生事業推進室に置く。 2 事務局は、委員会の運営に関して必要な事務を処理する。 （その他） 第8条 省略 （附則） この規約は、令和5年8月24日から施行する。	組織改編に伴う 改正